

① 新型コロナ交付金の着実な交付に向けて（周知依頼）

令和2年度第2次補正予算において創設された標記交付金について、令和2年度における着実な交付に向けて、都道府県あて協力依頼を行いましたので、貴会におかれましては、申請漏れ等が起きないように、まだ交付金の申請がなされていない会員の皆様への周知につきまして特段のご配慮をお願い致します。

※ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に係る厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00144.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html)

② 緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について

令和3年2月2日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言の延長が決定され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正されたところです。

改正後の基本的対処方針において、「職場への出勤等」につきましては、従前の取組に加え、「感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す」等とされたところです。

厚生労働省では、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底を図るために、事業場において特に留意すべき事項となる「取組の5つのポイント」の取組状況の確認を事業主に働きかけるとともに、都道府県労働局に「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を新たに設置し、事業主及び労働者からの相談等への対応を行うことといたしました。

これを受け、今般、改めて職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化についての留意事項等を周知するため、厚生労働省労働基準局長より労使団体の長あてに「緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」（以下、「要請文」。）が発出されました。

貴会におかれましては、要請文等（URL ご参照）の内容についてご了知いただき、貴会会員への周知について、ご協力をいただくことをお願いいたします。

※「緊急事態宣言発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について、経済団体などに協力を依頼しました」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_16543.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16543.html)

※「(2月12日付) 緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」

※上記リンク内に掲載の「【別添3】～」となります。上記リンクからもご確認が可能です。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000738345.pdf>

③ 消費税転嫁対策特別措置法失効に伴う国からの周知内容について

平成26年4月及び令和元年10月の消費税率の引き上げに際し、消費税の適切な転嫁対策が行われるよう、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措

置法」(消費税転嫁対策特別措置法)が平成25年10月1日から施行されており、本年3月末までの時限措置となっております。

本特別措置法では、消費税の転嫁拒否等の行為の是正(買ったときなどの防止)、消費者に誤解を招く広告等の是正、総額表示の特例(一定の場合には総額表示をしなくてもよいという特例措置)、表示価格等の決定に当たり届け出を行った場合は共同行為(転嫁カルテル等)が独禁法に該当しないこととする、といった取扱いを定めていました。

このうち、特に総額表示については、本年4月以降は義務化となりますので、これに伴い、財務省、公正取引委員会においてリーフレット等をHPに公表しております。

つきましては、下記の内容につきまして、貴会会員へ周知いただくとともに、内容等について十分理解され、消費税の円滑かつ適正な転嫁に取り組まれるよう、ご協力をお願いいたします。

#### ■財務省■

財務省ホームページ(令和3年4月1日以降の価格表示について)

URL：[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/sougaku.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/sougaku.html)

この中には、以下の2点が掲載されています。

◎「総額表示リーフレット」：総額表示として認められる価格表示例やよくあるご質問(FAQ)が記載されています。

◎「事業者が消費者に対して価格を表示する場合の価格表示に関する消費税法の考え方」：総額表示義務の趣旨や対象についての考え方、具体的な表示方法についての考え方が記載されています。

#### ■公正取引委員会■

公正取引委員会ホームページ(消費税転嫁対策コーナー内の「消費税転嫁対策特別措置法の失効後における消費税の転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法及び下請法の考え方に関するQ&A」)

URL：<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenka-shikko-QandA.html>

ここには、「消費税転嫁対策特別措置法の失効後における消費税の転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法及び下請法の考え方に関するQ&A」が掲載されています。

(参考)なお、転嫁対策の全般的な資料等は以下を参照ください。

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/tenkataisaku.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/tenkataisaku.htm)